

徳島県規則第十八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和三十五年徳島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「旅行取消し」を「旅行命令の変更」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第三条第五項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

第二条第一号中「できなかった額」を「できない金額」に、「支払った金額。」を「支払う必要がある金額。」に、「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第六条を次のように改める。

（宿泊費基準額等）

第六条 条例第十八条第一項（条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規則で定める宿泊費基準額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の例による。

一 知事等 国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第一二に掲げる内閣総理大臣等の額

二 知事等以外の職員 国家公務員等の旅費支給規程別表第二に掲げる指定職職員等の額

2 条例第十八条第一項の規則で定める場合は、内国旅行について、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、所属長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 公務の円滑な運営に支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

3 条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる条例第十八条第一項の規則で定める場合は、外国旅行について、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、所属長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 知事等の旅行に同行する者が知事等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営に支障が生ずるとき。

三 公務の円滑な運営に支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

四 為替相場の変動その他旅行命令を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

第九条を第十条とする。

第八条中「第三十二条第一項第一号ロの」を「第三十二条第二項第一号ロに規定する」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（宿泊手当の定額等）

第七条 条例第十九条（条例第三十三条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規則で定める定額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額の例による。

2 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額の例による。

3 旅行者が旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前二項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

別記様式（その五）及び（その六）を次のように改める。

別記様式（その５）赴任旅費用（第３条の２関係）

旅 行 命 令 簿 兼 旅 費 請 求 書										
旅行命令 権 者	回 議		所 属				前任庁 新任庁 職 名 氏 名 請 求 日 請求金額 年 月 日 円 殿 印			
			年 度	年度	旅行命令簿番号					
			命令年月日	年 月 日						
赴任年月日		年 月 日		移転年月日		年 月 日				
勤 務 地	出発地 新任地				居住地	出発地 新任地			受領印	
	赴任費用	計算基礎 (本人額)	扶養親族移転料				旅費計算額 円			
			1 2 歳 以 上	6 歳以上1 2 歳未満	6 歳 未 満	計	差引支給額 円			
人 数							支出予算コード			
車 賃										
鉄 道 賃										
船 賃										
航 空 賃										
旅行雑費							上記のとおり赴任した ことを証明します。 年 月 日 所属長 氏名 印			
宿 泊 費										
宿泊手当										
着後手当										
移 転 料										
計										

別記様式（その６）（第３条の２関係）

旅行命令簿兼旅費請求書														旅行命令簿番号												
旅行命令								旅費請求内訳										支出予算コード								
旅行命令権者	命令月日	用務	旅行月日及び期間	用務地	宿泊地	公用車利用	受命者承印	備考	車賃	鉄道賃				船賃		航空賃	旅行雑費		宿泊費	宿泊手当		計	会計区分 繰越区分	款	項	目
									路程	路	運	急	行	路	運		日	数		夜	数					
									金額	程	賃	料	金	程	賃		金	額		金	額					
			日 夜			有 無			km	km	円	円	km	円	円	県内 県外	日	円	夜	(概算) (精算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概算) (精算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概算) (精算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概算) (精算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概算) (精算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概算) (精算) 円						
			日 夜			有 無			km							県内 県外	日	円	夜	(概算) (精算) 円						
摘要						所 属			受 領 印				上記のとおり請求します。 請求金額										科目別金額			
						出発地			第 回 第 回 第 回				第 回 (概算) 年 月 日 円 第 回 (概算) 年 月 日 円 第 回 (概算) 年 月 日 円													
						職氏名							殿													

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（次項及び附則第四項に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第三項の規定により旅行命令の変更をする旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の規則の規定（赴任に係る旅費に係るものに限る。）は、施行日以後に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費について適用し、同日前に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

4 改正後の規則第二条の規定は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第一号。以下「改正条例」という。）による改正後の条例第三条第五項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正条例による改正前の条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の規則別記様式（その五）及び（その六）に相当する改正前の職員の旅費に関する条例施行規則別記様式（その五）及び（その六）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。